

愛知県議会議員一般選挙

問 市選挙管理委員会 ☎95-9868

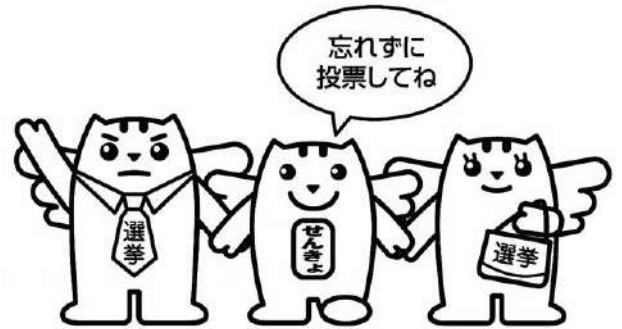
今後4年間の愛知県政を託す重要な選挙です。選挙公報、政見・経歴放送などにより候補者をよく知り、自分の意志で悔いのない一票を投じましょう。

投票日

4月9日(日) 7時～20時

期日前投票期間

4月1日(土)～8日(土) 8時30分～20時



投票できる人

2005年4月10日以前に生まれた人で、2022年12月30日以前から引き続き碧南市の住民基本台帳に登録されている人（失権者を除く）

▼転入（市外から移転）した人

2022年12月31日以降に碧南市に転入届を出した人は、投票できません。

▼転出（市外へ移転）した人

転出届を出した人でも、県内に住民登録されていて、一定の条件に該当する人は碧南市で投票することができます。市選挙管理委員会へ確認してください。

入場券の送付

投票所入場券は世帯ごとに封筒で4月3日(月)頃に発送します。1つの封筒で最大2人分の入場券です。封筒を開き、本人の入場券を切り離して投票所に持参してください。

▼入場券がないときは

入場券が届いていない人や入場券をなくした人でも、本人であることを確認したうえで投票できます。投票所の受付に申し出てください。印鑑は不要です。



選挙公報の配布

立候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されている選挙公報は、4月7日(金)までに各世帯に届けます。

投票所

入場券に記載されている投票所で投票してください。なお、3月17日(金)までに市民課へ転居届を出した人は転居先の投票所で、それ以降に転居届を出した人は、前住所地の投票所で投票してください。

代理投票

体が不自由な人や字の書けない人は、投票所へ来て申し出れば補助者が代筆します。投票の秘密は法律により守られていますので、安心して申し出てください。

点字投票

視覚障害があり点字のできる人は、点字投票の制度があります。点字器、点字投票用紙は投票所に用意してありますので受付で申し出てください。

こんな投票は無効です

- ・誰に投票したか分からないもの
- ・候補者の名前のほかに余分なことを書いたもの
- ・候補者以外の名前を書いたもの
- ・2人以上の候補者の名前を書いたもの
- ・定められた投票用紙以外の用紙を使用して投票したもの

期日前投票・不在者投票

投票は、投票日に投票所へ出かけて行るのが原則ですが、以下のような理由で4月9日(日)の投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票又は不在者投票ができます。

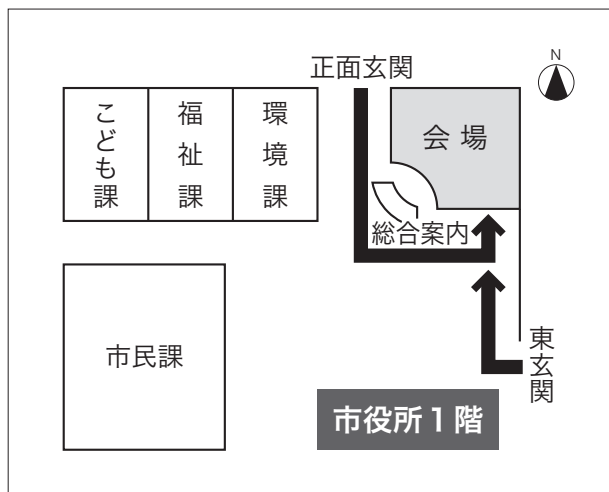
▼期日前投票又は不在者投票ができる人

- ①投票日に仕事に従事する人
 - ②レジャー、冠婚葬祭などで投票区の区域外にいる人
 - ③病気、けが、出産などのため投票所へ行けない人
 - ④市外に滞在中の人
 - ⑤天災、悪天候などのため投票所へ行けない人
- ※④は不在者投票（投票用紙を封筒に入れて、封筒に署名する方法）になります。なお、2005年4月3日～4月10日生まれの人が18歳になる前に投票する場合は、不在者投票になります。

▼期日前投票の手続き

時 4月1日(土)～8日(土) 8時30分～20時

所 市役所 1階ホール



期日前投票期間中に入場券を持って来場してください。入場券裏面の宣誓書に署名すれば期日前投票ができます。

※入場券が届いていない人や入場券を持っていない人は、期日前投票会場にある宣誓書に記入してください。市ホームページからも印刷できます。

▼不在者投票の手続き

以下の場合、不在者投票ができます。

- ①指定病院及び指定老人ホームなどに入院・入所中の人は、病院長又は施設長に不在者投票をしたい旨を申し出れば、その病院又は老人ホームなどで不在者投票ができます。
 - ②市外に滞在中の人は、滞在中の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
- ※②の場合は、市選挙管理委員会へ不在者投票をしたい旨をあらかじめ申し出てください。投票用紙や請求書などのやりとりを郵便で行うため、期間に余裕をみて、早めに申し出てください。

郵便などによる不在者投票

以下に該当する人は、投票用紙を自宅などで記入し、郵送による投票ができます。事前に市選挙管理委員会で手続きが必要です。

【身体障害者】

- ・両下肢、体幹又は移動機能の障害の程度が1・2級の人
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害の程度が1、3級の人
- ・肝臓又は免疫の障害の程度が1～3級の人

【戦傷病者】

- ・両下肢又は体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
- ・心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

【要介護者】

- ・介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人

▼代理記載ができます

代理記載とは、郵便などによる不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙を記載する制度で、次の人が対象になります。手続きの方法などについては、市選挙管理委員会に確認してください

- ・身体障害者手帳を持ち、上肢又は視覚の障害の程度が1級の人
- ・戦傷病者手帳を持ち、上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の人

投票所となる施設は休館します

以下の施設は4月9日(日)は臨時休館します。

- ・東部市民プラザ 高齢者元気ツス館 (お風呂、筋トレルーム60)
- ・東部児童センター
- ・棚尾児童センター

投票・開票速報は市ホームページで

開票は、投票日当日の20時45分から臨海体育館で行います。市ホームページに投開票の速報を掲載します。

投票速報…9時頃から1～2時間ごとに発表

開票速報…22時頃から30分ごとに発表

※無投票の場合は、市ホームページに掲載します。

